

# 広島県の最低工賃

広島労働局

この最低工賃は、広島県内で行う家内労働に適用され、委託者は家内労働者に最低工賃以上の工賃を支払わなければなりません。

もし委託者が最低工賃に満たない金額を家内労働者と合意のうえに取り決めたとしても、その取り決めは無効になります。

## I 広島県既製服縫製業最低工賃(平成11年5月20日から適用)

### (1) 作業服の縫製の業務

次の表の品目欄及び工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	金額
ジャンパー	雨ぶた作り	1着につき 16円
	胸ポケット作り(パッチ型)	1着につき 12円
	わきポケット作り(タマブチ型)	1着につき 40円
	カフス作り	1着につき 15円
	襟作り	1個につき 20円
	身返し作り	1着につき 11円
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1枚につき 13円
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1枚につき 17円
	丸縫い(裁断、仕上げ及びブローホークを除き、腰帯及び比翼付き)	1枚につき 480円
ズボン	ピスポケット(後ポケット)作り及びピスポケット付け	1着につき 27円
	わきポケット作り及びわきポケット付け	1着につき 21円
	前立て作り及び前立て付け	1個につき 17円
	天ぐ作り及び天ぐ付け	1個につき 14円
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1本につき 13円
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1本につき 17円
	丸縫い(裁断及び仕上げを除く)	1本につき 370円

### (2) 男子既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ズボン	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 8円
	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 8円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 7円
	糸くず取り	糸きり装置付き	1本につき 13円
	糸くず取り	糸きり装置なし	1本につき 18円

(3) 婦人既製洋服のまとめの業務（モンスラを除く。）

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 5円
すそまつり(手作業に限る。)	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1着につき 60円
肩パット付け	部分止め	1着につき 25円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 4円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 4円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 15円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 15円
ボタン付け	糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 6円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 6円
糸くず取り	糸きり装置付き	1枚(本)につき 10円
糸くず取り	糸きり装置なし	1枚(本)につき 10円
丸縫い	裁断及び仕上げを除く	1枚(本)につき 400円

## II 広島県和服裁縫業最低工賃(平成14年5月9日から適用)

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(名古屋帯及び袋帯にあつては1本)につき、右に掲げる金額

品 目	規 格		金 額	
	生 地	仕 立 て 方		
振 り そ で	絹	あわせ	23,300円	
留 め そ で		比翼あわせ	26,400円	
羽 織		あわせ		10,300円
訪 問 着				21,100円
付 け 下 げ				16,000円
長 着				13,500円
長 じ ゅ ば ん				8,000円
喪 服				16,000円
道 行 コ ー ト			ひとえ	13,500円
雨 コ ー ト			あわせ	15,500円
名 古 屋 帯		ひとえ	14,500円	
袋 帯		しん入り	4,300円	
			4,200円	

[備考] 和服裁縫業に係る業務とは、手縫いによるものに限る。

「絹」とは、表生地が絹90%以上のものをいう。

### Ⅲ 広島県毛筆・画筆製造業最低工賃(平成29年5月20日から適用)

#### (1) 毛筆製造の業務

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品目	規格	工程	金額
小筆	穂首の長さが3.03センチメートル以上3.18センチメートル以下のもの	穂首づくり	33円
		くり込み	4円13銭
		仕上げ	4円68銭
太筆	穂首の長さが5.45センチメートルのもの	穂首づくり	50円60銭
		くり込み	5円78銭
		仕上げ	10円45銭

#### (2) 画筆製造の業務

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品目	規格	工程	金額
画筆	0・2・4号	穂首通し(接着あり)	1円21銭
		仕上げ	1円10銭
	6・8・10号	穂首通し(接着あり)	1円32銭
		仕上げ	1円27銭
	12号以上	穂首通し(接着あり)	1円82銭
		仕上げ	2円04銭

備考 規格は、国内サイズ(偶数号)であり、貿易サイズ(奇数号)を除く。

「穂首通し」とは、穂首をそろえて金具付けをする工程。

#### IV 広島県電気機械器具製造業最低工賃(平成15年5月24日から適用)

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる額

品 目	工 程	規 格	金 額
ワイヤーハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミリメートルで、2回半巻きのもの	1 か所につき 65銭
	コネクタの挿入（コネクタの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むものをいう。）	自動車用で、長さが1,500ミリメートル以下の電線について行うもの	1 か所につき 41銭
		自動車用で、長さが1,500ミリメートルを超える電線について行うもの	1 か所につき 47銭
		自動車用以外の電線について行うもの	1 か所につき 29銭
基 板	部品の挿入	2本のリード線について行うもの	1 個につき 52銭
	はんだ付け（手はんだによるものに限る。）	集積回路及びコネクタについて行うもの	1 か所につき 30銭
		集積回路及びコネクタ以外の部品について行うもの	1 か所につき 56銭
基板以外	部品とリード線のはんだ付け（手はんだによるものに限る。）		1 か所につき 1円

#### [委託者の皆様へ]

- 家内労働者には「家内労働手帳」を交付して、委託のつど委託業務内容、納入物品の数量、工賃単価、納品時期、工賃支払日を記入してください。
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取って、1か月以内に支払ってください。
- 毎年4月1日現在で家内労働者に委託している業務の内容や家内労働者数等について、管轄する労働基準監督署に「委託状況届」を提出してください。
- 委託者は、工賃支払額等を記載した帳簿を備え付けておいてください。

- 最低工賃についての御照会、御相談は  
**広島労働局労働基準部賃金室** (TEL 082-221-9244)

または、最寄りの労働基準監督署へ

広島中央労働基準監督署 (TEL 082-221-2460)

呉労働基準監督署 (TEL 0823-22-0005)

福山労働基準監督署 (TEL 084-923-0005)

三原労働基準監督署 (TEL 0848-63-3939)

尾道労働基準監督署 (TEL 0848-22-4158)

三次労働基準監督署 (TEL 0824-62-2104)

広島北労働基準監督署 (TEL 082-812-2115)

廿日市労働基準監督書 (TEL 0829-32-1155)